県指定伝統的工芸品
製造事業者の皆様

伝統的工芸品の販路開拓等の取組を支援します！

（取組例）
◆首都圏での物産展・展示会への出展
◆インターネット販売を実施するためのウェブサイト構築　など

①補助金名　**長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金**

②受付期間　**1次募集　令和7年5月1日（木）～令和7年6月30日（月）**

2次募集　令和7年7月1日（火）～令和7年10月24日（金）

※2次募集は1次募集採択後の予算残額で募集するものです。受付順（必要書類が揃っている場合に限ります）で審査を実施し、交付決定額が予算額に達した場合は、受付期間内であっても終了します。

③対象者　**長崎県が指定した伝統的工芸品製造事業者又は長崎県が指定した伝統的工芸品製造事業者で構成されている団体等**

※平成3年1月18日に施行された「長崎県伝統的工芸品産業振興対策要綱」に基づき、長崎県知事が指定した伝統的工芸品を製造する事業者のことです。

【長崎県指定伝統的工芸品一覧】

①五島さんご

②長崎手打刃物

③若田石硯

④対馬満山釣針

⑤阿翁石

⑥古賀人形

⑦佐世保独楽

⑧長崎凧とビードロよま

⑨五島ばらもん

⑩壱岐鬼凧(壱州鬼凧)

④補助額等　**補助率　2分の1、限度額　20万円**

⑤補助対象経費

事業区分	対象経費	
(1)販路開拓	販路開拓に向け、首都圏、大都市等で開催される展示会、商談会、物産展等に出展し、商品のＰＲ、商談、テスﾄ販売等を実施するために要する経費	①展示会、商談会、物産展等に出展する交通費、宿泊料、小間料、ブース装飾費、搬送料等の出展に要する経費 ②広告宣伝、パンフレット作成経費 ③事業実施に係る助言を受けるための専門家への謝金･交通費･宿泊料 ④その他、事業実施に必要と認められる経費
(2)商品開発改良	消費者ニーズに対応した商品開発改良のために要する経費	①商品開発改良に直接使用する原材料･資材･消耗品等の購入費 ②商品開発改良に直接使用する機械装置･工具器具（付帯費用を含む）の購入費 ③商品開発改良に関する委託加工、分析･検査等に要する経費 ④商品開発改良の遂行に必要な交通費･宿泊料 ⑤商品開発改良に係る助言を受けるための専門家への謝金･交通費･宿泊料 ⑥その他、事業実施に必要と認められる経費
(3)需要開拓	需要開拓に向け、全国又は海外の販路を開拓するためにＥＣサイﾄ等を活用したネットﾜ販売、ウェブサイﾄ開設等に要する経費	①ネットﾜ販売システム構築、インターネットﾜ掲載に係る手数料 ②パッケージのデザイン製作等に係る手数料 ③事業実施に係る助言を受けるための専門家への謝金･交通費･宿泊料 ④その他、事業実施に必要と認められる経費
(4)国際的な商談会等への出展	海外向け販路開拓を視野に入れた商談会等の開催や出展に要する経費	①国際的な展示会、商談会、物産展等に出展する交通費、宿泊料、小間料、ブース装飾費、搬送料等の出展に要する経費 ②海外向け情報発信のための広告宣伝、パンフレットﾜ作成経費 ③事業実施に係る助言を受けるための専門家への謝金･交通費･宿泊料 ④その他、事業実施に必要と認められる経費

⑥事業期間　交付決定日から令和8年2月19日（木）まで

※詳細は、長崎県のホームページでご確認ください。
※資料（募集要項、各種様式）は、ホームページからダウンロードできます。

長崎県　伝統的工芸品　補助金　**検索**

申込先 問合せ先	〒850-8570　長崎市尾上町3-1 長崎県産業労働部　新産業推進課　産地振興班 TEL 095-895-2637 / FAX 095-895-2544